

エレベータ保守点検業務仕様書

この仕様書は、長野県工業技術総合センター 精密・電子・航空技術部門に設置されたエレベータの運転機能を常時安全かつ良好に維持するため、保守点検業務の概要を示すものである。

従って、受託者は計画的かつ適切に保守点検を行い、この仕様書に示されない事項であっても安全上必要と認められる場合は、委託者と協議の上契約金額の範囲内においてその業務を行うものとする。

1 保守点検業務の対象エレベータ

メーカー名	株式会社日立製作所
形式	乗合全自動方式 (コネクティブコントロール)
速度	60m/分
乗車定員	9人
制裁重量	600kg
停止階	4階
台数	1台

2 定期保守点検

業務の形態は、点検（POG）とし、建築基準法の規定、「建築保全業務共通仕様書（第7章第2節）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・平成30年版）及び別添「点検項目表」に基づき、点検・手入れ保全（清掃、注油、調整、消耗品の取替えその他それらに類する作業）を実施し、性能及び機能を安全かつ安定した最良の状態に維持するとともに、不具合（機能低下、機能停止）が発生しないように必要な措置を行う。

（1）定期点検

月に1回、機械での点検及び技術員を現地に派遣し、別添点検仕様書（細目）により定期点検を実施するものとし、点検結果を書面において報告するものとする。

（2）細密検査

予防保全措置として、1年以内に1回、昇降機検査資格者を派遣し、全般的に機器装置の細密検査を行うものとし、点検結果を書面において報告するものとする。

（3）定期点検・細密検査の点検項目

別紙の「点検仕様書（細目）」による。

（4）必要な消耗品等の提供

定期点検・細密検査において必要な消耗品等の提供は受託者が全て提供する

ものとする。

また、修理及び部品交換を行う場合は、全て製造者の純正部品を使用すること。

(5) 実施時間

受託者の通常の就業時間内に実施するものとし、点検中は事故防止のためエレベータの運転を休止すること。また点検中にはその旨の表示を行うこと。

3 事故又は障害発生時の対応等

利用者の閉じ込め事故や機械装置の故障等緊急事態が発生した場合には、当部門の連絡から概ね90分以内に必要な作業を行い、復旧させること。

4 管理責任

エレベータの占有若しくは管理に基づく責任は委託者にあること。

5 業務の再委託

委託業務を第三者へ委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合はこの限りではない。

6 その他

(1) 建築基準法、労働安全衛生法によるエレベータの検査及び調査が必要な場合に係る費用は契約金額とは別途であること。

(2) 機械装置に対し修理が必要な場合は、委託者と協議のうえ速やかに対処すること。

(3) この仕様による作業において発生した撤去品等の不要物は、受託者の責任により適正に処分すること。

(4) 点検整備に必要な機材、工具、消耗品は受託者の負担とすること。

(5) 委託業務には、付加装置を含むものとする。